

協働のまちづくり推進のための庁内体制の構築

協働のまちづくりを推進するため、全庁的な推進体制を構築します。

地域通貨制度の導入

多様な分野でのボランティア活動を促進するための媒介手段として地域通貨制度の導入を進めます。

自治基本条例の制定

協働のまちづくりの実践例を踏まえ、町の自治の基本原則などを定める条例化を検討します。

2 変革の時代に対応できる効率的な行政基盤の確立

(1) 組織・機構の見直し

役場組織・機構の見直し

限られた人員の中で施策の連携や業務の繁閑に柔軟に対応できる簡素で効率的な組織とするため、大課制及び係のフラット制を導入します。【目標：11課3局 → 4課3局】

議会議員定数の見直し

定員を削減します。【目標：16人 → 10人】

農業委員会委員定数の見直し

定員（公選委員）を削減します。【目標：15人 → 10人】

行政連絡員の廃止

協働のまちづくりを推進する観点から行政連絡員制度を廃止し、自治会組織へ行政連絡事務を委託します。【目標：34人 → 0人】

法令に基づかない委員等の廃止統合

設置効果や設置目的の達成状況、類似性の観点から点検を行い、存続の必要性を検討し、整理統合を進めます。

特別職の定数、報酬の見直し

法令の範囲内で定数を削減できる場合に、任期満了するものから定数削減を進めます。あわせて、全面的な報酬の見直しを進めます。

(2) 職員の定員管理と給与の適正化

定員適正化計画の見直し

定員適正化計画の見直しを図り、平成22年4月1日の職員数を152人以下とします。

【目標：193人 → 152人】

給与制度の見直し

地方公務員給与制度改革を踏まえて見直します。

職員手当の見直し

特殊勤務手当の廃止など職員手当全般の見直しを進めます。

職員給料の特例減額の実施

厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革に率先して取り組む必要があることから、職員給料を減額します。

三役給料の特例減額の実施

厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革に率先して取り組む必要があることから、三役給料を減額します。

勧奨退職制度の活用

勧奨退職制度の活用による早期退職の実施と制度の充実を図り、人件費の抑制に努めます。

時差出勤制度・フレックスタイムの本格導入

業務の効率化、サービス時間の延長、健康管理の面から時差出勤制度やフレックスタイム制度を導入します。

臨時職員等の公募・登録制の導入

透明性や公平性を確保するため、臨時職員・嘱託職員の公募・登録制を導入します。

多様な雇用システムの導入

短時間勤務臨時職員の活用や臨時職員等の集中管理を進め、業務の繁閑に応じた弾力的な配置によって経費を削減します。

福利厚生事業の見直し

岩手県市町村職員共済組合に加入し、共同実施する共済事業の見直しを進めます。

定員・給与等の状況の公表

平成16年度の地方自治法改正を踏まえ、「定員・給与等の状況の公表」を行います。

(3) 職員の資質の向上

人材育成基本方針の見直し

長期的かつ総合的な視点で、職員の能力開発を効果的に推進するため、平成11年度に策定した基本方針を検証し、平成16年度の地方公務員法の改正を踏まえ、見直します。

職員研修の充実

人材育成基本方針に基づき年間研修計画を作成し、職員研修の充実を図ります。

人事評価システムの検討

能力、実績を重視した新しい人事システムの導入を検討し、公正かつ公平な評価システムの構築に取り組みます。

職員のボランティア活動の推進

職場や地域における職員の積極的なボランティア活動を推進します。

職員提案制度の見直し

過去に実施した職員提案制度を検証し、「実現性」の視点を重視した実効性のある制度となるよう検討、実施します。

(4) 効率的な行政運営の推進

行政評価システムの導入検討

事務事業推進シートの成果の検証と行政評価システムの導入の調査研究を図ります。

総合窓口業務の拡大・充実

対象業務範囲の拡大や時間延長・休日対応など見直しを進め、住民サービスの向上を図ります。

補助金・負担金審査委員会の設置

補助金等に関する審査委員会を設置し、次の視点に立ち見直しを進めます。

- ① 終期の設定
- ② 補助団体、交付額の見直し
- ③ 總額の多い団体
- ④ 会費を徴収していない団体
- ⑤ 団体補助から事業補助への転換

口座振替制度の推進

口座振替制度の対象項目の拡大と制度周知の徹底により、口座振替率の向上を図ります。

【目標：17年度 51.5% → 21年度 60.0%】